第30號
毎月1回15日発行
発行所 室蘭市役所
発行人 伊藤喜代司
印刷所 室蘭民報社

室蘭 市政だより

有権者の死亡異動等届出について

◇市選管事務局◇

選挙名簿に登録された者の死亡、轉出、欠格等については調整整理中ですが、既に入場券の配付を受けられている方が

一、死亡したとき
二、室蘭市外に轉居するとき（又は轉居したとき）
三、犯罪により刑に処せられたとき

はすぐ市役所内選挙管理委員会に入場券を返還しその旨を届出て下さい

人口動態

（四月一日現在）

世帯數	二三、八八〇
人口	一一三、六二九
男	五七、六八二
女	五五、九四七
死亡	七四
出生	三七三
轉入	一、九一七
轉出	二、三五九

▽今月の増減

世帯	三七減
人口	一四三減

字の書けない人も代筆で投票が出來る

字をしらないとか、手が不自由のため字がかけない人のために代理投票制度があります

名称が代理投票となつているので代理で投票出來るとの間違われる方もあるようですが、これは代筆です、従つて代理投票をしようとするときは、本人が投票所に行かないと、投票所で投票手続きは[illegible]るときに、代理投票用紙を取るときに、代理投票をしたい旨を投票管理者に申立てるといいのです。

この申立を受けると管理者は事[illegible]二名に命じそのうち一名が候補者の名前を聞いて書き一名がそれを見届けることとなつています、なお候補者の氏名をいうときは少さな声でおつしやつて下さい。（市選管）

こんな投票は無効

投票は候補者の氏名一人だけを書きしかも無記名投票ですから自分の名前等を書けば無効になります、以下どんな投票が無効になるか述べましよう

一、正規の用紙を用いないもの＝投票用紙に選挙管理委員会で様式を定め告示してありますから、この用紙を用いないものはすべて無効です、よく間違つて入場券に書いて入れることもあるようですが、投票所では必ず投票用紙で投票して下さい

二、候補者でない者の氏名を書いたもの＝立候補制度になつていますから候補者でない者の氏名を書いたものはすべて無効です

三、一投票中に二名以上の候補者の氏名を書いたもの＝單記制ですから候補者の名前を二人以上書くと無効になります

四、他事記入＝候補者の氏名の外に他事を書いたものは無効になります

ただ職業とか身分住所敬称が書かれた場合は他事記入となりませんから有効ですが候補者の氏名だけ書かれることが一番安全です

五、自書しないもの＝盤紙をつかつたり、印をつかつたりして自分で候補者の氏名を書かないものは無効になります、字の書けない人には代理投票制度（別項に説明してあります）がありますからそれによることです

六、候補者の誰かがわからないもの＝候補者の誰かが確認の出來ない場合は無効になります、候補者は同じ姓がない限り苗字だけでいいのですが、同姓の場合は姓だけではどちらの候補の分がわかりませんから無効になります、随つて同姓の候補者があるときは名前まではつきり書かれることです

入場券をお忘れなく！

投票所の入場券はすでにお手元に配付してありますが投票当日には必ず御持参下さい御持参のないときは投票所の事務が停滞し皆さんに御迷惑をおかけすることになりますし、また本人であるかどうかの確認のため宣言その他を行つていただくことになりますから必ず御持参下さい（市選管）

選擧費用の報告

候補者、出納責任者への給達

選挙費用については既に收入簿支出簿により遺憾のないように処理されていると思いますが、『四月十六日までの選挙費用の收支は四月十八日までに報告を要することとなつておりますからお忘れなく市選管事務局に御提出下さい、なお御承知と思いますがこの報告をなりますと五千円以上十万円以下の罰金又は五年以下の要錮に処せられ更に当選が無効となりますのでくれぐれも御注意の上期日までに御提出下さい

（なお道議関係は四月二十三日までのものを二十五日までに報告）（市選管）

投票用紙

市長、知事 黒
市議、道議 赤 刷

今回の選挙は市長、市議が四月二十二日に、知事、道議が四月三十日それぞれ同時に行われますので投票用紙を色刷にして区別しています、市長の投票用紙に市議会議員の候補者の氏名を書くと無効になりますのでくれぐれも御注意下さい（市選管）

参觀は先着順に二百名限り

開票および選挙会は選挙人であれば参觀出來るが会場の都合上選挙長は入場者を二百名に限定

法定選擧費用

選挙の時つまり金かかない誰でもが出來る選挙とするために選挙費用の限度を法律定めています、この費用を超えて使用すると当選が無効となることがあります、法定費用次の通り

道議 十四万五百円
知事 六十五万六千五百円
市議 二万三千四百円
市長 十一万二千二百円

なお各候補者の選挙費用は市選管から公表されます（市選管）

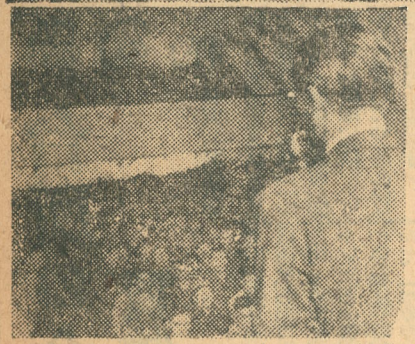

寫眞は＝
（上）横断幕で啓発宣傳運動
（下）は知事候補立会演説会場

正しい選擧明

地方選擧に際し市民の皆

室蘭市選挙管理委員長

私達の街室蘭、そして北海道が自治体としてその民主化を全国に示す地方選挙、自治民としての自覚の高さを示す四月選挙もあと數日に迫りました。

終戦このかた、国会議員の選挙をはじめ昨年十一月の道教育委員会委員選挙に至るまで數度の

投票日

四月二十三日
市長、市議會議員
四月三十日
知事、道議會議員

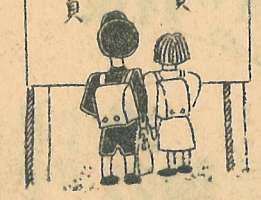

投票

各投票所長投票[illegible]でなければ出[illegible]きないで歸ら[illegible]

…用紙

…費用次第 …効となること …用を超えて …を法律で定 …挙とする …かかるは

…十五百円 …二百円 …百円 …用は選 （市選管）

…紙 黒 赤 一 刷 …市議が四月 …道議が四月 …に行われま …別にして区 …の投票用紙 …者の氏名を …ずのでくれ （市選管）

…着順 …限り …選挙人であ …会場の一部 …限定 …る等会場の秩序をみだすときは…

告示している、参観する者選挙会場の常盤小学校屋内運動場入口より入場指定の席へ参観することとなるがけん騒にわたる時会場の秩序をみだすときは退出を命ぜられるから謹慎に参観する様注意を要する、なお市選管では参観人に対し一時間おきに開票結果を発表する（市選管）

投票所は一六ヵ所

従来北辰中、中島分校は変更

従来の投票所で変更になったのは北辰中学校が『元室蘭鉄道管理部建物』に変り、中島分校だったのが『富士鉄中島会館』と変更したほかは道教育委員選挙と同様である投票所、区域次の通り

（投票区名）	（投票所）	（投票区の区域）	（区域内有権者数）
第一	絵鞆小学校	絵鞆町、築地町、祝津町、小橋内町	三、七三〇
第二	旧室蘭鉄道管理部	緑町、港町、西小路、沢町	三、〇六七
第三	常盤小学校	泉町、幕西町、海岸町、大町、浜町、千才町、常盤町、清水町、幸町	五、九六四
第四	武揚小学校	本町、栄町、舟見町、開運町、公園町入江町	五、六六〇
第五	成徳中学校	茶津町、新富町	三、七三六
六	朝陽小学校	母恋北町	三、四六一
七	天沢小学校	母恋南町	四、五三七
八	大沢小学校	御前水町、御崎町	三、二九三
第九	鶴ケ崎中学校	輪西町（西部）	四、六三一
第十	大和小学校	輪西町（東部）	五、四二三
第十一	富士鉄中島会館	中島町、高平町（南部）	五、六一一
第十二	富士鉄知利別集会所	知利別町	二、五九六
第十三	富士鉄高砂浴場	水元町、高砂町、高平（西部）	一、一七三
第十四	港北中学校	本輪西町、神代町、崎前、香川	四、九八六
第十五	陣屋海浜体育館	陣屋町	二、三三六
第十六	本室蘭小学校	崎守町、石川町	三、三二一
計			五八、四二五

投票時間

各投票所とも 午前七時から午後六時まで

各投票所共投票所を開く時間は午前七時閉じる時刻は午後六時です従って投票はこの時間内でなければ出来ません、毎回の選挙で僅か二、三分遅れたためにせっかくの選挙権が行使できないで帰られる方を見かけますから特に御注意下さい（市選管）

明るい郷土

室蘭市選挙管理委員会

…挙に際して …の皆さんへ

室蘭市選挙管理委員会 委員長 臼井郁三郎

…と北海道が …主化を全国 …市民として …四月選挙も …た。…議員の選挙 …の道教育委 …まで数回の選挙が行われましたが、私達の政治への参加の最大の途である選挙をほんとうに真けんに考えその権利を正しく行使したでしょうか。

私達の街は私達の手で、よくも悪くもするのです。私達の北海道は、そして私達の祖国日本は皆私達一人一人の手によって栄えもし亡びもするのです。むずかしい言葉の主権在民とは、要するに私達が、私達をよくもし悪くもすることの出来ることをいっているのです。ただその政治が、私達の手で選んだ代表へ私達がまかせてやらせるに過ぎないのです。

このすべてを委せる代表を選ぶ選挙、しかも身近な北海道知事そして郷土室蘭市長の選挙、道議、市議の選挙が、この二十三日と三十日に行われるのです市民の皆さん…四年間をまかせて私達の北海道、そして室蘭をよくしてくれる立派な、熱意のある、そして私達の期待にこたえてくれる人を、この選挙で選ぶことにしようではありませんか〃私一人位選挙しなくても〃こんな気持の人が百人、千人、そして一万人も出たときはどうなるでしょう。

一人のこらず、私達の権利を正しく行使して、明るい住みよい郷土を建設いたしましょう。昭和二十六年の四月二十三日、そして四月三十日を私達の明かるい希望の意義ある日とするために。

開票所は

常盤小学校屋内運動場

市長、市議、道議の選挙会（開票を含む）および知事の開票は常盤小学校で次の通り行はれる

▽市長、市議選挙会（四月二十四日午前八時より）

▽道議選挙会および知事開票（五月一日午前八時より）（市選管）

外食券の交付

従来米屋さんで交付しておりました外食券は四月より支所、出張所で取扱いますから必要の方は主食通帳、印かん持参、券の交付をうけて下さい

原野の火入れは市長の許可で

春の訪れとともに、植林、採草または増産のために原野に火入れする場合があると思いますが、火入れにあたっては従来市警察に書面又は口頭により申請していたのですが、森林法の一部改正により市長に申請書を提出し許可を受けた後でなければ火入が出来なくなりました

人事異動

（休職中）藤木源作 監査委員事務局長を命ず

（日）（誌）

▽三月

十八日＝水族館設置について陳情のため池浦助役出札二十日帰蘭

十九日＝土木委員会招集幕西町の道路改修について協議

二十五日＝全道市長会議出席のため市長洞爺温泉に出張二十七日帰蘭

二十八日＝起債事務打合せのため総務部長出札

▽海員ホーム新設について陳情のため民生部長出札

▽四月

一日＝未復員留守宅家族を囲む懇談会開催

三日＝市長、市議会選挙告示

四日＝市議会定例会招集立会演説会条例その他一件について審議、同日閉会

▽市長任期満了退任

十三日＝商業委員会招集精密機械工業所の市営について協議

▽知事立会演説会を労働会館および鶴ケ崎中学校で開催

北海道知事候補者一覧

（届出順）

所属党派	候補者氏名	住所	職業	（年令）	知事前歴
日本社会党	田中敏文	札幌市	道知事	（三九）	前
なし	黒沢西蔵	札幌市	雪印乳業相談役	（六六）	新

北海道議会議員候補者一覧

（届出順）

所属党派	候補者氏名	住所	職業	（年令）	道議前歴
日本社会党	森川清	舟見町二三	弁護士	（四四）	前
自由党	徳中祐満	御前水町二三	会社重役	（六三）	前
無所属	石井政雄	東町四〇	無職	（三八）	新

室蘭市長候補者一覧

（届出順）

所属党派	候補者氏名	住所	職業	（年令）	市長前歴
無所属	熊谷綾雄	開運町三	無職	（五九）	前
無所属	大橋猶一郎	大町四〇	洋品販売業	（五三）	新

室蘭市議会議員候補者一覧

（届出順）

所属党派	候補者氏名	住所	職業	（年令）	市議会前歴
無所属	田中芳男	港町	会社員	（四一）	前
自由党	村田佐一郎	御前水町	呉服商	（七五）	元
自由党	勝又佐七	輪西町	会社員	（四七）	元
無所属	大柿諒	知利別町	会社員	（三六）	新
なし	竹田鑑範	東町	医薬品販売業	（四九）	新
日本社会党	尾崎光一郎	知利別町	会社員	（三〇）	新
なし	野田郁也	知利別町	会社員	（三九）	前
日本社会党	瀬戸川省二	本輪西町社宅	会社員	（三九）	新
〃	高井信義	知利別町社宅	会社員	（四三）	新
〃	小林定光	中島社宅	会社員	（三三）	新
なし	高本政次	輪西町	会社員	（三八）	新
日本社会党	外崎秀雄	中島町	会社員	（三九）	新
無所属	速水多根雄	輪西町	会社員	（四〇）	前
なし	塚本熙次郎	幕西町	会社員	（四九）	新
なし	岡原敏一	輪西町	無職	（六二）	元
無所属	箭内射吉	舟見町	団体役員	（五六）	新
なし	川井政雄	幕西町	料理飲業	（四八）	新
なし	立花敬造	東町	無職	（三〇）	新
自由党	山口政一	輪西町	会社員	（三八）	前
自由党	敦賀軍次	港町	貸家業	（五六）	新
無所属	鈴木兵寛	東町	会社員	（六三）	新
なし	松本猶一	幕西町	料理店業	（五六）	新
無所属	櫻庭敏男	大町	会社員	（四七）	前
なし	宇賀金男	輪西町	会社員	（五八）	前
日本社会党	森川明	開運町	鉄道職員	（三九）	前
自由党	三門浅吉	本町	会社員	（六五）	元
自由党	高橋多勝	泉町	茶商	（五三）	新
なし	津田忠八	知利別町	代書業	（六一）	新
無所属	高野次郎	本輪西町	会社員	（四五）	前
なし	古道直治	千才町	雑貨商	（四九）	前
無所属	加島嘉一郎	新富町	会社員	（四三）	新
なし	佐藤武夫	茶津町	会社員	（四五）	元
無所属	工藤重政	母恋北町	会社員	（四〇）	新
日本社会党	小山由雄	御前水町	会社員	（四〇）	前
なし	道又榮次郎	母恋北町	会社員	（五一）	新
なし	藤井国光	東町	協同組合	（三六）	前
自由党	上田甚蔵	大町	会社役員	（四八）	前
自由党	青山正男	千才町	商業	（四一）	前
なし	沢辺由太郎	母恋南町	漁業	（四三）	新
自由党	福士二郎	浜町	旅館業	（四九）	新
無所属	飯田義雄	幸町	会社員	（四九）	前
自由党	加藤藤太郎	祝津町	雑貨商	（五八）	前
日本社会党	島田辰雄	輪西町	映画興行業	（四六）	新
自由党	一戸作次郎	西小路町	商業	（六二）	新
自由党	添田龍男	本輪西町	農業	（五六）	元
自由党	沢田義雄	祝津町	請負業	（五〇）	新
無所属	増田一	高平町	農業	（五三）	前
自由党	秦諦次郎	本輪西町	製氷業	（五四）	前
無所属	和田正志	幕西町	鉄道職員	（三六）	新
自由党	徳中東満	御前水町	会社重役	（三八）	新
無所属	伊部達一	幸町	会社重役	（五三）	前
日本共産党	豊島俊男	東町	会社員	（四一）	新
〃	高橋清子	輪西町	無職	（二八）	新
〃	鹿野一男	本輪西町	無職	（二八）	新

人は右・車は左

對面交通を守りましよう!!

一、對面交通とはつぎのことをよく守ることです

道路を通行する歩行者は右側に車馬は左側によらなければならない歩道と車道の区別のある道路においては、歩行者は道路の左側の歩道を通行することができます

歩道と車道の区別のない道路においては歩行者は前から進行してくる車馬の交通に対面して道路の右側端を、車馬はその内側を通行しなければならない

学生々徒の隊列、葬列その他の行列及び木材梯子、竹竿、その他長大な物件を運搬する者は車道の右側端を前方から進行してくる車馬の交通に対面して通行しなければならない

一、歩行者は道路を横断するときは交通の安全を確認してから最短距離を選んで道路を横断して下さい、車馬の直前直後を横断してはならない

また、車馬も歩行者も斜に道路を横断してはならないどんなふうに交通違反をしているかを以下にみる

▽歩行者の場合＝歩行者は勝手構わず好きな場所で道路を横切り、自分が交通邪魔になっているかどうか左右を見通す事は更にしない

歩道のない道路を歩く場合諸車に対して対面通行をしないため近すぐ車が見えない

道路の真中を車に背を向けて悠々と歩き警笛には耳を貸さず、危機一発に至るまで道を譲けないそれでも歩行者は他のものに責任あると思つている

▽自轉車乗用者の場合＝

自轉車乗用者は超スピードで進行してくる車の方を見もせず狭い道から本道に乗り出し道路の真中や反対側を走り諸車や歩行者の間をきわどく縫つて疾走し二列三列四列となつて自分自身の危険も認識しない

もちろんブレーキやベルの整備や夜間燈火をつけないものが大部分で責任が他にあるように考えている

▽馬車、荷車、リヤカーの場合＝これらは道路の真中や反対側を通行し、合図することを全く怠つている警笛もなく、措置をしていない。速度が遅いので速度の速い車にとつては交通を停滞させることになる時に馬車を荷車は自分で努力しないで他の諸車の責任の如く考えている、更に大部分は馬車と馬車が二台も三台も追従することが特権のように思つているもちろんブレーキもない夜間燈火を用いていない

▽自動車の場合＝自動車の運転手も前記の通り合図もしない他の者に気を付けて貰うことばかり考えて自分で気をつけようとしない

（時にトラックや小型に多い）その他、分余地もあり出来るにもかかわらず横断の際に道路の最端に車をよせないで真中で横断をし時には仮、にとまつている他の車を追越すときすれちがうときは減速することもなく危険を認識しないで危い運転をしている、また運転経験年数の短い者はとくにブレーキを使う時に警笛を鳴らすだけの者が非常に多く他の責任の如く考えているらしい

最後に交通安全に対しては学校、教育委員会、PT会、各職場、クラブ、商工会議所等市民の皆様の協力と御支援を願います

室蘭市警察本部

昭和二十六年度の固定資産税に就て

地方税法および市税條例の規定により賦課される昭和二十六年度固定資産税の概要は次の通りであります

▽課税對象＝固定資産（土地、家屋、償却資産）（償却資産とは土地および家屋以外の事業の用に供することができる機械、器具等の資産でその減価償却額又は減価償却費が法人税法、所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（もの）をいうのです

▽課税標準＝この資産の時価であります　時価の算定は固定資産評価員[illegible]の規定に定め[illegible]見積価格を下[illegible]価格を課税標準（仮価額）とします

まで時価の決定を行うこととなりその間土地、家屋については旧土地台帳法および家屋台帳法による賃貸価格の九百倍（償却資産については千八十倍）償却資産は資産再評価法の規定による再評価額および同法の限度額又は限度額の百分の七十の額、納税義務者の申告した見積価格を下らない価格を課税標準（仮価額）とします

税率は百分の一・六です

一、この徴税令書の各期の納税額は仮価格より算出した四分の一の仮算定額であります　なお各期の納税額に百円未満の端数の出た分は便宜上切捨ててありますが四期分で調整てありません

一、本価額の決定により仮価額との間に過不足[illegible]間に於て[illegible]徴しますから不服[illegible]

一、資産の本価額を決定したときはこれを十一月一日までの[illegible]

一、異議の申立は課税について違法又は錯誤があると認める場合において徴税令書の交付を受けた日から三十日以内にできますが異議申立中であつても税金の徴収は停止されません

一、延滞金は納期限の翌日から納付の日まで百円につき[illegible]の割合による金額督促状を発した指定期限の翌日まで[illegible]合の金額（滞加[illegible]され滞納処分を[illegible]あります

この税金のことで[illegible]

第七次 租税完納運動

市民の協力を要望

いま市税務課では、第七次租税完納運動の実施中（四月一日から五月三十一日まで）であります、三月末日を以て市役所に納められた市税の総額は賦課額三億六千六百九十七万円に対し二億五千三百六十六万円で七〇パーセント弱になつており、その中で市民と最も密接な関係にあります市民税は六四パーセント、固定資産税が七九パーセント、その他五一パーセントという極めて憂うべき状態のまま第六次租税完納運動を終りました。最悪の状態を切り開くために、市税務課としては財産差押も止むない措置といわなければなりません、このような最後的手段に訴えられる前に、納税をされ昭和二十五年度税金最後の第七次租税完納運動の完遂によつて、市財政の収支円滑を図られるよう協力を望みます

櫻の下に健康給券（レクリエーション）

五月 壮瞥へ臨時列車運[illegible]

長い北海道の冬からやつと解放されてのどかな春の一日を自然の中にとけ込んで櫻花の下に[illegible]のシコリを落すたのしいレクリエーション給券をくりひろげようと、市および交通公社、室蘭の名所壮瞥公園へ[illegible]鉄の共催で[illegible]力により五[illegible]

七[illegible]馬の幹旋し[illegible]

洞爺村富丘地区入[illegible]氏より飼育希望者に分譲す[illegible]旨申出申越ありましたか[illegible]月末日まで市役所[illegible]込下さい

緑の街は緑の羽根で！

國土緑化推進運動の一環としてこれが資金獲得募金を四月二十[illegible]より三十日までの十日間街頭において行う事になりました皆様[illegible]協力を御願いします

（話）（の）（秤）　台所の合理化は買物の検量から

家庭の台所を科学化し、消費面を合理化することは経済生活への課題の一つである、市民衛生検査室の調査では一般家庭の台所で、はかりを使用しているところはほとんどないようです

市では常時販売店のはかりを検査し不正のないよう注意していますが、消費者の方の協力のないかぎり完全な不正防止は望めません、僅かの買物でも必ず家庭で検量し台所生活の不経済を除くことが生活の合理化、文化の向上に寄与することになります、ぜひはかりの備付をおすすめします

さてそれではかりにはどんな種類があるか、次に概略説明したいと思う

まずはかりを大きく分けるとバネを利用した「動ばかり、バネを使わない振子式「動ばかり、おもり式の三つになるが、それぞれの用途によつて大きさから目盛りの刻み方に至るまで千差万別、トラックごと載せて何十トンという大きな目方を計るものから薬品や貴金属など、千分の一、一万分の一グラムという小さな目方を計る化学用はかりまである。このうち日常よくみかけるのはせいぜい下は一匁から上は五、六十貫程度までのもの、むずかしくいうと感量一匁から秤量五、六十貫までということになる、正確なはかりには必ずこの『秤量』と『感量』が書いてあるが、秤量というのはそのはかりで計り得る最大限の目方、また感量とは正確に目盛に示し得る最小限の目方をいう、従つて感量の小さいものほど正確で、秤量の大きいものほど感量で荒くなるから、用途によつて、この点をよく確かめて

●五キログラム（[illegible]グラム）から秤量[illegible]六キログラム）感[illegible]ラム）程度のも[illegible]は千円から三千円[illegible]す屋や行商人か[illegible]り（木秤科）は秤量一匁程度で三百[illegible]合せて調節する場[illegible]

[illegible]どでもこの式が一[illegible]壊だ、これには秤[illegible]上皿ばかりがよく[illegible]庭向きには操作の[illegible]確が期しにくい、[illegible]量が粗で、百匁以[illegible]前後で、手軽に使[illegible]棒状の手ばかりは[illegible]買うことが必要で[illegible]

水族館敷地に植樹

室蘭營林署 現地調査終る

百万で三千円向三重丸で三千五百円位）や金銀など最金属の印刷方を計る天秤式のいわゆる總量十匁（一百匁＝四百匁）などがある

市販のはかりはすべて通産省または各地方廳の檢定に合格しているはずだが、買うときは一応時でも改めることになっております

家庭を科学化するためにも消費生活を合理化するためにも世論の檢査所まで問合せて確かめるようにすることであるなおはかりを購入された方で不明の点があれば市役所の商工課に対する認識を高揚せられるよう希望いたします

おしらせ欄

轉出人の手續の變替について

四月よの轉出、轉入の事務手續を次のように變更しましたから移動の場合に御注意下さい

▽轉出

（1）市内移動、市外轉出をする場合は米屋さんから主要食糧異動通知書（登録台帳の抹消証明書）をもらい、主食通帳と一しょに所属の市役所支所、出張所、分室に提出移動証明書、交付をうける

（2）死亡、離合は市内市外移動とも同じ手續をするなおこの際クーポン券、砂糖購入通帳および馬糧、飯糧する

▽轉入

（1）市内、市外とも最初に所属の市役所、支所、出張所分室、主婦をして主要食糧異動通知書（登録台帳の抹消証明書）米屋さんに提出するなお米屋さんは移動証明書と主要食糧異動通知書、同時に所属市役所に提出する

その他官公署の長の証明書（期間の証明書）および手數料百五十円を納めて知事に提出することになつている

以上の如く行政書士とみなされた者の登録申請期間は施行の日から二ヶ月以内、即ち五月一ぱいに行わなければ同う一年間はその業務を行うことができない

7、行政書士のうける報酬の額は現在のところ定められていないので各市とも統一を欠いているが近く統定化されることになつている

また行政書士の受ける報酬額を事務所または出張所の見易い適所に掲示することになつている

れに代るべきものとして昭和二十六年二月二十二日法律第四号で行政書士法が制定三月一日から施行された

1、行政書士とは業務として他人の依頼を受け報酬を得て官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とするもの

2、行政書士の資格あるものは弁護士、弁理士、公認会計士および國又は地方公共團体の公務員として行政事務、担当した期間が通算して八年以上にわたるものであるが三月一日現在において既に行政書士の業務を三年以上行つているものは行政書士の資格がある

3、行政書士の受験資格は学校教育法による高等学校卒業者および通常の課程による十二年以上の学校教育を修了した者等があげられているまた三月一日現在において既に二年以上その業務を行つている者は同う三ヶ年に限り受験資格がある

4、知事は毎年一回以上試験を行うが受験しようとする者は受験願書に履歴書、受験資格の証明書、写真および手數料二百円を添えて知事に提出するる必要がある

5、試験の科目は行政書士の業務に関する必要な法令、一般常識、作文で一科目一点數は百点をもつて満点とし各科目の点數は六十点以得たものを合格としている

6、合格した者および行政書士の資格を有する者が行政書士の登録を受けようとする場合は登録申請書に履歴書、戸籍謄本または抄本（寄留簿、謄本または抄本でもよい）試験合格証の写真または行政書士と認める資格を有する市長または

主要食糧消費者の異動手續について

轉出の場合

轉出しようとする消費者は先ず自己の登録した小売業者を申店に行き登録取消し手續をなし所定の主要食糧異動通知書（登録台帳の抹消証明書）を受け取り次に転入しようとする市役所出張所分室に於いて転入手續をすること

二、轉入の場合

轉入する消費者は最寄の市役所出張所分室へ主要食糧異動通知書（登録台帳の抹消証明書）を提出し転入手續をなされた後主要食糧異動通知書（登録台帳の抹消証明書）を受けとること

二、轉入する消費者は最寄の市役所出張所分室へ主要食糧異動通知書（登録台帳の抹消証明書）を提出し転入手續をすること

三、小売業者の異動通知書（登録台帳の抹消証明書）は消費者の異動通知書（登録台帳の抹消証明書）を提出した日から十日以内に市役所出張所分室へ提出すること

室蘭市産業市役所

七面鳥の卵を幹旋します

洞爺湖畔豊丘地区入植者渡辺忠吉氏より飼育の望者に鳥卵が無償で分譲す（旨飼振込期間は通じ申越ありましたから希望者は四月末日まで市役所農水産課に申込下さい

根で！

十日間街頭におました此様の御

の一環としてこを四月二十一日

絵巻

列車運轉

ーション

百万で三千円向三重丸で三千五百円位）や金銀など最金属の印刷方を計る天秤式のいわゆる總量十匁（一百匁＝四百匁）などがある

市販のはかりはすべて通産省または各地方廳の檢定に合格しているはずだが、買うときは一応時でも改めることになっております

家庭を科学化するためにも消費生活を合理化するためにも世論の檢査所まで問合せて確かめるようにすることであるなおはかりを購入された方で不明の点があれば市役所の商工課に対する認識を高揚せられるよう希望いたします

おしらせ欄

轉出人の手續の變替について

四月よの轉出、轉入の事務手續を次のように變更しましたから移動の場合に御注意下さい

▽轉出

（1）市内移動、市外轉出をする場合は米屋さんから主要食糧異動通知書（登録台帳の抹消証明書）をもらい、主食通帳と一しょに所属の市役所支所、出張所、分室に提出移動証明書、交付をうける

（2）死亡、離合は市内市外移動とも同じ手續をするなおこの際クーポン券、砂糖購入通帳および馬糧、飯糧する

▽轉入

（1）市内、市外とも最初に所属の市役所、支所、出張所分室、主婦をして主要食糧異動通知書（登録台帳の抹消証明書）米屋さんに提出するなお米屋さんは移動証明書と主要食糧異動通知書、同時に所属市役所に提出する

その他官公署の長の証明書（期間の証明書）および手數料百五十円を納めて知事に提出することになつている

以上の如く行政書士とみなされた者の登録申請期間は施行の日から二ヶ月以内、即ち五月一ぱいに行わなければ同う一年間はその業務を行うことができない

7、行政書士のうける報酬の額は現在のところ定められていないので各市とも統一を欠いているが近く統定化されることになつている

また行政書士の受ける報酬額を事務所または出張所の見易い適所に掲示することになつている

行政書士

（解説）

昭和二十二

例設定＝地方公務員法の施行に伴い従来の代替人規則（昭和二十二年

主要食糧消費者の異動手續について

轉出の場合

轉出しようとする消費者は先ず自己の登録した小売業者を申店に行き登録取消し手續をなし所定の主要食糧異動通知書（登録台帳の抹消証明書）を受け取り次に転入しようとする市役所出張所分室に於いて転入手續をすること

二、轉入の場合

轉入する消費者は最寄の市役所出張所分室へ主要食糧異動通知書（登録台帳の抹消証明書）を提出し転入手續をなされた後主要食糧異動通知書（登録台帳の抹消証明書）を受けとること

二、轉入する消費者は最寄の市役所出張所分室へ主要食糧異動通知書（登録台帳の抹消証明書）を提出し転入手續をすること

三、小売業者の異動通知書（登録台帳の抹消証明書）は消費者の異動通知書（登録台帳の抹消証明書）を提出した日から十日以内に市役所出張所分室へ提出すること

室蘭市産業市役所

水族館敷地に植樹

室蘭營林署 現地調査終る

百万で三千円向三重丸で三千五百円位）や金銀など最金属の印刷方を計る天秤式のいわゆる總量十匁（一百匁＝四百匁）などがある

市販のはかりはすべて通産省または各地方廳の檢定に合格しているはずだが、買うときは一応時でも改めることになっております

家庭を科学化するためにも消費生活を合理化するためにも世論の檢査所まで問合せて確かめるようにすることであるなおはかりを購入された方で不明の点があれば市役所の商工課に対する認識を高揚せられるよう希望いたします

おしらせ欄

轉出人の手續の變替について

四月よの轉出、轉入の事務手續を次のように變更しましたから移動の場合に御注意下さい

▽轉出

（1）市内移動、市外轉出をする場合は米屋さんから主要食糧異動通知書（登録台帳の抹消証明書）をもらい、主食通帳と一しょに所属の市役所支所、出張所、分室に提出移動証明書、交付をうける

（2）死亡、離合は市内市外移動とも同じ手續をするなおこの際クーポン券、砂糖購入通帳および馬糧、飯糧する

▽轉入

（1）市内、市外とも最初に所属の市役所、支所、出張所分室、主婦をして主要食糧異動通知書（登録台帳の抹消証明書）米屋さんに提出するなお米屋さんは移動証明書と主要食糧異動通知書、同時に所属市役所に提出する

その他官公署の長の証明書（期間の証明書）および手數料百五十円を納めて知事に提出することになつている

以上の如く行政書士とみなされた者の登録申請期間は施行の日から二ヶ月以内、即ち五月一ぱいに行わなければ同う一年間はその業務を行うことができない

7、行政書士のうける報酬の額は現在のところ定められていないので各市とも統一を欠いているが近く統定化されることになつている

また行政書士の受ける報酬額を事務所または出張所の見易い適所に掲示することになつている

絵巻

列車運轉

ーション

1ション列車を運轉することになつた、当日は午前八時室蘭を発つて東室蘭まで各駅に停車以後は特急まで、ノンストップで飛び午前九時には会場に到着する、会場には喫茶を設け又地元の獅子舞、囃子連、室蘭しゃも、スクエアーダンスミス様よりの記念品贈呈などの催しがあるお料金は大人一二〇円、小人七〇円位の見当であるが四月決定次第お知せするから多数参加されるよう希望する

クーポン券交付

第一・四生産分よりのクーポン券を支所、出張所分室で交付する合の金額（滞加算金）を徴収され滞納処分を受けることがあります

この税金のことについて木密の

（解説）

例設定＝地方公務員法の施行に伴い従来の代替人規則（昭和二十二年

行政書士

（解説）

例設定＝地方公務員法の施行に伴い従来の代替人規則（昭和二十二年

主要食糧消費者の異動手續について

轉出の場合

轉出しようとする消費者は先ず自己の登録した小売業者を申店に行き登録取消し手續をなし所定の主要食糧異動通知書（登録台帳の抹消証明書）を受け取り次に転入しようとする市役所出張所分室に於いて転入手續をすること

二、轉入の場合

轉入する消費者は最寄の市役所出張所分室へ主要食糧異動通知書（登録台帳の抹消証明書）を提出し転入手續をなされた後主要食糧異動通知書（登録台帳の抹消証明書）を受けとること

二、轉入する消費者は最寄の市役所出張所分室へ主要食糧異動通知書（登録台帳の抹消証明書）を提出し転入手續をすること

三、小売業者の異動通知書（登録台帳の抹消証明書）は消費者の異動通知書（登録台帳の抹消証明書）を提出した日から十日以内に市役所出張所分室へ提出すること

室蘭市産業市役所